

農林水産業者に対する支援金給付のお知らせ

原油・資材等の価格高騰を受け、経営に影響が及んでいる農林水産業を営む方に、下記のとおり支援金を給付いたします。

1. 事業概要

【対象要件】 下記の①及び②を満たし、農林水産業を継続する意思を有すること

①現に農林水産業を営んでおり町内に住所を有すること※

※ 法人は町内に本店又は主たる事務所を有すること
畜産農家は町内在住に限らず町内で畜産業を営んでいること

②令和4年1月以降に農林水産物を生産し出荷・販売していること※

※ 確定申告において農林水産業の収入を計上する申告者

【支援金額】 3万円

【申請期限】 令和5年2月28日（火曜日）

【申請先】 茨城町役場1階 農業政策課（7番窓口）※ 土日祝日を除く

※ 令和4年12月23日（金曜日）～令和5年1月31日（火曜日）の期間は、役場1階ロビーに受付専用ブースを設置します。

受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

2. 申請書類等

(1)支援金給付申請書兼請求書

申請時に茨城町役場1階 農業政策課
（7番窓口）にてお渡し※いたします。

(2)誓約書

※様式は町ホームページでもダウンロードできます。

(3)印鑑（認印、法人の場合は代表者の認印及び法人印（丸印））

(4)申請者名義の通帳の見開きの写し（支援金の受取口座）

（金融機関及び支店名、口座種別、口座番号、口座名義等の記載があるもの）

(5)農林水産物を販売している証明等（①又は②の書類）

① 市場・農協・販売店等へ出荷している申請者

【出荷伝票・販売代金精算書・出荷証明書】などのいずれかの写し※

※ 令和4年1月1日以降の日付で、申請者及び出荷先等の名称が記載されているものに限り。

② 自己所有の直売所など①の書類が用意できない申請者

【令和3年確定申告書の写し 及び 帳簿など生産販売記録※】

※ 農林水産物を生産販売していることが分かるものに限り。

(6)その他

親と子がそれぞれ独立して生産出荷しているなど、同じ住所で申請対象となる方が複数いる場合は、上記の書類のほか、申請する方の令和3年確定申告書の写しを提出して下さい。

【問い合わせ先】 茨城町農業政策課 ☎029-240-7118（直通）